

## 加東市行財政改革推進委員会設置要綱

平成18年7月18日

告示第178号

### (設置)

第1条 地方分権の進展等社会経済情勢の変化に対応した適切かつ合理的な行財政改革を推進するため、加東市行財政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、加東市の行財政改革の推進について、必要な事項を調査審議する。

### (組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 各種団体の推薦する者
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

### (その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成18年7月18日から施行する。